

広島県告示第三百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定によつて、包括外部監査契約を締結した。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 包括外部監査契約の期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 小 野 裕 伸

住所 広島市安芸区矢野西五丁目二番八号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。